第２回「住民投票制度の在り方を考えるワークショップ」　基本情報

Ⅰ　住民投票の対象事項の考え方

１　ネガティブリストで表す方法（対象から除外する事項を明記するタイプ）

(1)　基本的な考え方

一般に、基本的に対象とする事項を「市政運営上の重要事項」などのように包括的な表現で広範囲に設定した上で、重要な事項に該当した場合であっても住民投票の対象から除外するものを限定する形で明記する方法を言います。

例：高浜市、広島市、富士見市、旧岩国市、岸和田市、名張市、逗子市など～事前資料
　　川崎市、北広島市など～当日配布資料

(2)　除外事項の例（川崎市「検討委員会報告書」（概要版）より）

①　市の機関の権限に属しない事項
②　法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項
③　もっぱら、特定の市民又は地域に関する事項
④　市の組織、人事又は財務の事務に関する事項
⑤　その他住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項

２　ポジティブリストで表す方法（対象となる事項を明記するタイプ）

住民投票の対象となる事項を明記し、除外する項目を定めない方法を言います。

例：①　我孫子市では、「法令に基づき投票に付することができる事項を除き」と限定した上で、具体的な対象事項を３項目定めています（事前資料）。

②　大和市では、「市政に係る重要事項」として限定や除外事項を規定していませんが、その趣旨は、「何が市政に係る重要事項かについては、個々の事案ごとに判断することになるが、投票資格者の３分の１以上の署名を集めることができた事案や議会で過半数の議決があった事項は、まさに重要事項であるといえ」るとし、さらに「結果に法的拘束力のない諮問型の住民投票においては、対象事項を限定する必要はないと考え、住民投票の対象から除外する事項は定めてい」ないとしています（当日資料「大和市条例逐条解説（抜粋）２頁」）。

Ⅱ　投票の実施の決定に関する考え方

１　検討すべき事項

投票の実施を決定するに当たって必要な条件どのように設定するかについて、住民投票の実施を発議できる主体の違いに合わせた方法が考えられます。

⑴ 基本的な条件が充足されたことが確認された場合に実施されるとする考え方。

住民発議の有効署名数、市長発議の手続完了、議会発議の手続完了による。

①　名張市は住民発議が請求資格者の４分の１を超えると実施義務を負わせる。

②　逗子市は、市長発議時にはその適否につき市民参加制度審査会への諮問を義務付け

⑵ 基本的な条件の充足に合わせて客観的な手続を加味する考え方

住民発議及び市長発議の場合に市長から議会に協議のうえ、賛成を得て実施

①　川崎市の例（条例第 11 条、第 12 条～当日資料「逐条解説」22 頁）

②　我孫子市は市長発議に議会同意を条件としている（事前資料）。
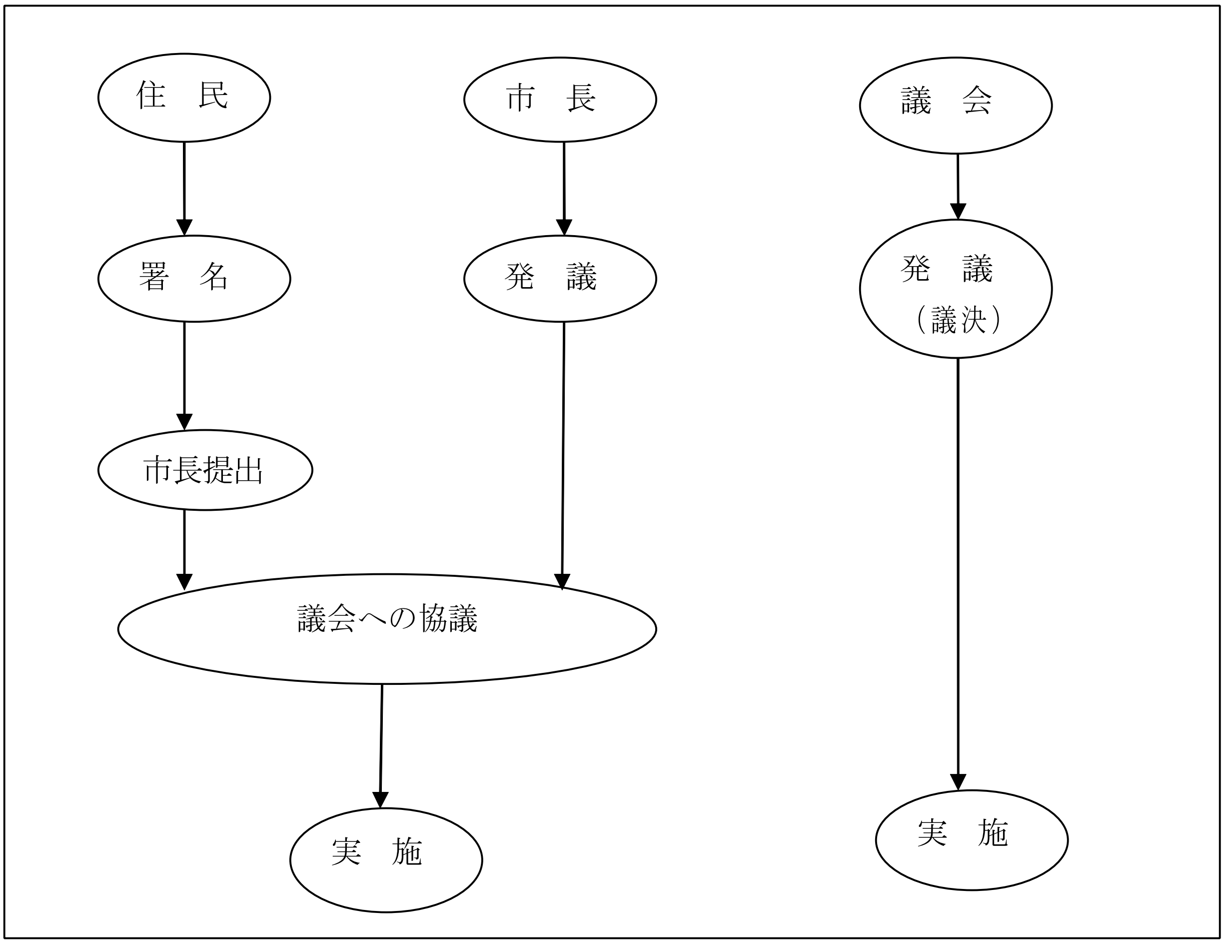
【川崎市の例】